

問 題

別紙資料は、「PTA」と、わが国の一般的な「町内会」（以下では「自治会」ということもある）に関する文章である。資料①から⑤を参考に、以下の〔問 1〕〔問 2〕について、それぞれ 1000 字以内で解答しなさい。

〔問 1〕 PTA という組織に批判的で加入を望まない保護者と、PTA を擁護し、加入率を高めたい役員の立場から、それぞれ想定される主張を踏まえ、自分の意見を述べなさい。

〔問 2〕 法律上加入を義務づけられない町内会の長所および短所について、PTA と対比させながら、自分の意見を述べなさい。

【解答作成上の留意点】

- I 本問は、解答者の思想や信条を問おうとするものではない。また、法知識の有無を問おうとするものでもない。
- II 〔問 1〕および〔問 2〕は、それぞれ独立のものともみなして採点する。必要な場合には、他の解答欄に記述したことで繰り返して記述しなさい。

別紙

〔資料①〕

著作権法により公開していません

著作権法により公開していません

(岩竹美加子『PTA という国家装置』(青弓社, 2017 年) 9 頁以下より一部省略して引用)

〔資料②〕

著作権法により公開していません

著作権法により公開していません

(PTA 史研究会編『日本 PTA 史』(日本図書センター, 2004 年) 25 頁以下より一部省略して引用)

〔資料③〕

著作権法により公開していません

著作権法により公開していません

(西日本新聞朝刊 2018 年 6 月 24 日教育面より一部省略して引用)

〔資料④〕

著作権法により公開していません

著作権法により公開していません

著作権法により公開していません

(倉沢進=秋元律郎編著『町内会と地域集団』都市社会研究叢書②(ミネルヴァ書房, 1990年)
2頁以下を一部省略して引用)

〔資料⑤〕

著作権法により公開していません

(紙屋高雪『町内会』は義務ですか?)(小学館新書, 2014 年) 224~226 頁より引用

以上

【出題趣旨】

われわれは、家族はもちろんさまざまな組織や団体に属して生活している。そうした組織のなかで、さらに一定の任意の組織への参加を求められる場合がある。そのような組織の一例が PTA や町内会である。こうした組織は、関係者に参加ないし加入を義務づけるものではないが、事実上参加を強制され、組織の運営を任せられる場合もある。そこではいわゆる同調圧力が働き、当事者が拒絶できない状態が作り出されるわけである。一方で、そのような組織であっても、本来の望ましい組織の目的や運営方法も考えられる。本問は、資料のなかからその組織の存在意義、運営のあり方等に関する問題点を抽出することができるか、賛成・反対のそれぞれ立場からいかなる主張が想定され、その主張に沿って理論的に論旨を展開できるか等について問うものである。

以上